

秋田県条例第十三号

秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例附則第二項及び第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例による改正前の秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成二十七年秋田県条例第十二号）附則第二項及び第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例による改正前の秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第九条及び第十五条第三項中「第八条の二第十八項」を「第八条の二第十六項」に改める。

第七十条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項ただし書の場合（指定介護予防通所介護事業者が第一項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

第七十四条の次に次の一条を加える。

（事故発生時の対応）

第七十四条の二 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、直ちに、必要な措置を講ずるとともに、市町村、当該利用者の家族等及び当該利用者に係る指定介護予防支援事業者に連絡をしなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、第七十条第三項の指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、前項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、指定介護予防通所介護事業者の事故発生時の対応に関し必要な事項は、規則で定める。
第七十六条及び第八十一条中「、第十六条」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(平成二十七年秋田県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「第七十条第三項」を「第七十条第四項」に改める。